（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四十七条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一～十一　（略） 十二　法第二十一条の五の四第一項第二号、法第二十一条の五の十七第一項又は法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定により、法第二十一条の五の四第二項各号、法第二十一条の五の十七第二項各号及び法第二十一条の五の十九第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この府令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの （定義） **第二条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十三　（略） （従業者の員数） **第五条**　（略） ２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一～三　（略） ３～９　（略） （通所利用者負担額の受領） **第二十三条**　（略） ２・３　（略） ４　前項第一号に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。 ５・６　（略） （通所利用者負担額の受領） **第六十条**　（略） ２・３　（略） ４　前項第一号に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。 ５・６　（略）	（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一～十一　（略） 十二　法第二十一条の五の四第一項第二号、法第二十一条の五の十七第一項又は法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定により、法第二十一条の五の四第二項各号、法第二十一条の五の十七第二項各号及び法第二十一条の五の十九第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの （定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十三　（略） （従業者の員数） **第五条**　（略） ２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一～三　（略） ３～９　（略） （通所利用者負担額の受領） **第二十三条**　（略） ２・３　（略） ４　前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５・６　（略） （通所利用者負担額の受領） **第六十条**　（略） ２・３　（略） ４　前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５・６　（略）